

特別養護老人ホーム りんごの丘

入所利用契約書

第1条（契約の目的）

特別養護老人ホーム りんごの丘（以下、「事業者」という。）は、施設利用の申し込みを受けて、契約者（以下、「利用者」という。）に対し介護保険法の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができることを目的として施設サービスを提供し、一方利用者は、事業者に対し、当該施設サービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

第2条（有効期間）

1. 本契約の契約期間は入所日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
ただし、代理人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
2. 有効期限満了日までに、利用者から事業者に対して、文章によりこの契約に基づく入所利用の終了の申し出がない限り、有効期間は自動更新されるものとします。

第3条（施設サービス計画の作成・変更）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に利用者の施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。（以下、「介護支援専門員」という。）

1. 利用者の有する能力、おかれている環境等の評価に基づき、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で、解決すべき問題を、適切な方法で把握し、利用者に対する施設サービスの提供にあたる他の従業者との協議の上、施設サービスの目標、その達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画を作成します。
2. 施設サービス計画について、利用者に説明し、文書による同意を受けます。
3. 施設サービス計画の作成後においても、施設サービス提供にあたる他の従業者との連携を継続的に行い、施設サービス計画実施状況を把握し、必要に応じて施設サービス計画の変更を行います。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付サービスとして、施設において、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

1. 事業者は利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - ① 食事の提供
 - ② 住居の提供

- ③ 特別な食事の提供
 - ④ 利用者に対する理美容サービス
 - ⑤ 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
 - ⑥ 事業者が提供する以外の物品あるいは食品等
2. 前項のサービス費用負担が必要なものについては、その利用料金は利用者が負担するものとします。
3. 第1項及び第2項の費用の額は、「重要事項説明書」に記載したとおりです。
4. 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者又は家族に対しても分かりやすく説明するものとします。

第6条（運営規程の厳守）

1. 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供すると共に、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
2. 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、利用者ともに厳守するものとし、事業者がこれを変更するときには、利用者に対して事前に説明するものとします。
3. 利用者は、前項の変更に同意することができない場合は、本契約における入所を解除・終了することができます。

第7条（サービス利用料金の支払い）

1. 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付額」という。）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
2. 利用者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割又は2割に居住費、食費を加えた額）を事業者に支払うものとします。ただし、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合は、利用者はサービス利用料金を一旦支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い））
3. 第5条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
4. 前項の他、契約の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
5. 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者へ通知し、利用者は、当月の料金の合計額を請求月の27日までに事業者が指定する方法で支払います。
6. 費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとします。
7. 事業者は、料金の支払いを受けたときは、利用者が指定する送付先に対して、領収証を送付します。

8. サービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第8条（事業者及び従業員の義務）

1. 事業者及び従業員は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
2. 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
3. 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
4. 事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
5. 事業者は、利用者の心身の状況等を定期的に、ご家族に報告するものとします。

第9条（記録）

1. 事業者は利用者の介護保険施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
2. 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧又は複写物の交付を求めた場合には、原則としてこれに応じます。ただし、ご家族等（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

第10条（身体の拘束）

事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合は、ご家族等への十分な説明とともに、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に署名捺印をしていただくものとします。更に、施設管理者及び各職種の職員で構成する「身体拘束廃止対策委員会」で検討するとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、ならびに緊急やむを得なかった理由を記録することとします。

第11条（秘密の保持）

1. 事業者及び従業員は、介護保険施設サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。また退職した職員も同様とします。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
2. 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3. 事業者は、介護保険施設サービスの利用等のため必要性がある場合には、市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

第12条（利用者の施設利用上の注意義務等）

1. 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
2. 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上が必要があると認められる場合には、事業者及び従業者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
3. 利用者は、事業所の施設・設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
4. 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第13条（利用者の禁止行為）

利用者は、施設内での次の各号に該当する行為をすることは許されません。

1. 決められた場所以外での喫煙
2. 従業者又は他の利用者等に対し、宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
3. その他決められた以外の物の持ち込み

第14条（損害賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき理由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第15条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

1. 利用者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
2. 利用者へのサービス実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
3. 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
4. 利用者が、事業者もしくは従業者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第16条（事業者の責任によらない理由によるサービスの実施不能）

1. 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる理由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
2. 前項の場合に、事業者は、利用者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1 か月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第7条第8項の規定を準用します。

第17条（契約の終了理由）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が、提供するサービスを利用することができるものとします。

1. 要介護認定により利用者が自立・要支援、要介護1・2（特例入所非該当の場合）と判定された場合
2. 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない理由により施設を閉鎖した場合
3. 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
4. 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
5. 第18条から第20条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第18条（利用者からの中途解約等）

1. 利用者は、本契約の有効期間中、契約を解約することができます。この場合には、利用者は、契約終了を希望する7日前までに事業者へ通知するものとします。
2. 利用者が第1項の通知を行わずに、利用者が居室から退去した場合には、事業者は利用者の契約の意思を確認するものとします。
3. 前項において、利用者が解約の意思を表明した場合、その意思を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。

第19条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくは従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

1. 事業者もしくは従業者が正当な理由なく本契約に定める介護保険施設サービスを実施しない場合
2. 事業者もしくは従業者が第11条に定める守秘義務に違反した場合
3. 事業者もしくは従業者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合
4. 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第20条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。その際、利用者は速やかに居室を明け渡さなければなりません。

1. 利用者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
2. 当施設で定期的実施されるサービス担当者会議において、退所して居宅で生活できると判断された場合
3. 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設では適切な介護保険施設サービスの提供を超えると判断された場合
4. 利用者及び連帯保証人による、第7条第1項から第6項に定めるサービス利用料金の支払いが行えなくなった場合、もしくは支払いが1か月以上遅延し、その支払いを督促したにもかかわらず7日以内に支払われない場合
5. 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又は従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
6. 利用者が他の介護保険施設に入所又は入院した場合
7. 利用者が死亡した場合

第21条（緊急時の対応）

1. 事業者は利用者に対し、配置医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
2. 事業者は、利用者に対し、当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
3. 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、利用者及びご家族の指定するものに対し、緊急に連絡します。

第22条（契約終了時に伴う援助）

本契約が終了し、利用者が施設を退所する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行うものとします。

1. 適切な病院もしくは診療所又は介護老人福祉施設等の紹介
2. 居宅介護支援事業者の紹介
3. その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

但し、これらの援助は、上記機関への優先的な診療・入院・入所を保障するものではありません。また、上記機関でのサービス利用を義務づけるものでもありません。

第23条（利用者の居室及び入院に係る取り扱い）

1. 施設はユニットケアの理念に基づき入居者の自律的な生活を保障する居室を提供します。
ただし施設ケア提供ならびに入居者の心身の状況に鑑み、利用者の居室を変更することがあります。また入院等により居室が変更される場合があります。
2. 利用者がやむなく病院又は診療所に入院に至ったときは、原則として3か月以内の退院であれば、再び当施設の同室に入所できるものとします。ただし、予定された退院日より早く退院した場合等、当施設の受入準備が整っていないときには、異なる個室になることがあります。
3. 居室の清掃は（介護の一部として）当施設側で行います。

第24条（居室の明け渡し—精算—）

1. 第17条により本契約が終了する場合において、利用者はすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12条第3項（原状回復の義務）その他の条件に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
2. 第1項の場合に、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第7条第8項を準用します。

第25条（残置物の引取等）

1. 事業者は、本契約が終了した後、利用者の残置物がある場合には、居室外にて保管し、利用者にその旨連絡するものとします。
2. 利用者は、前項の連絡を受けた後1週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。
3. 事業者は、前項但し書の場合を除いて利用者及びご家族等が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、1ヶ月を期限として、当該残置物を連帯保証人に引き渡すものとします。尚、本契約が終了して1ヶ月が過ぎても当該残置物の引き渡しに応じない場合は、事業者が処分できるものとします。但し、その引き渡し、もしくは処分に係る費用は利用者及び連帯保証人の負担とします。

第26条（連帯保証人）

1. 連帯保証人は、利用者と連帯し、本契約から生じる利用者の責務を負担するものとします。
2. 前項の連帯保証人の負担は極度額 万 千円（契約時の利用料 12 か月分相応）を限度とします。
3. 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡した時に確定するものとします。
4. 連帯保証人の請求があった時は、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者すべての債務の額等に関する情報を提供します。

第27条（苦情対応）

事業者は、その提供したサービスに関する利用者及びご家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するための苦情受付窓口を設置するものとします。

利用者は、当施設の提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当生活相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙にて、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

第28条（本契約に定められていない事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

以上の契約の証として、本契約書を2通作成し、利用者及び事業者が署名の上、各自その1通を保有。本人自署の場合は押印不要とします。

特別養護老人ホーム りんごの丘
入所利用契約書

令和 年 月 日

事業者	事業者名	社会福祉法人 そよかぜの会 特別養護老人ホーム りんごの丘
	所在地	〒812-0874 福岡市博多区光丘町1丁目2-41
	管理者	施設長 吉尾 幸治
利用者	氏名	印
	住所	〒
代理人	氏名	
	住所	〒
	利用者との関係	

支払い義務者

貴事業者にて施設利用料金その他これに付随する債務について、利用者本人に代わり毎月期日までにお支払いします。

氏名	(続柄：)
住所	〒
電話番号	自宅 () 携帯 ()

連帯保証人

支払いが遅れた場合は、連帯してその支払いをいたします。

氏名	(続柄：)
住所	〒
電話番号	自宅 () 携帯 ()